

介護老人保健施設こもれびの里・高浜 重要事項説明書（介護老人保健施設）

サービスの提供の開始に際し、介護老人保健施設の人員、施設及び設備ならびに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第5条及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第119条において準用する第8条の規定に基づいて、あらかじめ、当事業所があなたに説明する事項は、次のとおりです。

1 事業主

法人名	医療法人 碧会（みどりかい）
所在地	愛知県高浜市論地町三丁目6番地16
電話番号	0566-53-7777
FAX番号	0566-53-7776
代表者	理事長 額田 協

2 事業所の名称及び所在地等

事業所名	老人保健施設 こもれびの里・高浜
事業所番号	2354680007
所在地	愛知県高浜市論地町三丁目6番地16
管理者	施設長 成田 洋（医師）
電話番号	0566-53-7777
サービスの種類	介護老人保健施設
開設年月日	平成10年4月24日
その他サービス	（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーション

3 事業の目的と運営方針

（目的）

要介護状態にある高齢者に対し、適正かつ高次の施設サービスを提供することを目的とします。

（運営方針）

- ① 要介護者等の心身の特性を踏まえて、サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにし、家庭復帰することを目指します。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った施設サービスに努めます。
- ③ 明るく家庭的な雰囲気と地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4 職員の種類、員数、業務内容

施設には次の職員を配置します。

職 種	員 数	業 務 内 容
管理者	1 人	職員の及び業務の統括、管理・監督・指導
医師	1 人以上	診察、病状の把握、診断と処置
看護師	9. 7人以上（常勤換算）	看護及び健康管理
介護職員	24. 3人以上（常勤換算）	日常生活全般の介護
支援相談員	1 人以上	相談受付、入退所の支援、地域関係機関との連携
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1 人以上	機能訓練 日常生活訓練 言語訓練
管理栄養士	1 人以上	栄養指導、栄養管理
介護支援専門員	1 人	施設サービス計画書の作成、評価
事務職員	1 人	施設内の総務・庶務
その他	若干人	施設内の環境、備品の管理等

5 勤務体制

看護師及び介護職員の勤務時間は、概ね次とおりです。（ ）内は日曜日、祝日及びその他休業日

早番 6:45 から 15:30 介護職員 3 人

日勤 8:30 から 17:15 看護師 5 人（3 人） 介護職員 10 人（4 人）

遅番 10:15 から 19:00 介護職員 3 人

夜勤 16:30 から 9:15 看護師 1 人 介護職員 4 人

6 入所定員【(介護予防) 短期入所療養介護を含む】 100人

7 サービス内容

サービスの内容は、次のとおりです。

- (1) 医療 利用者には必要に応じて医師による診断・治療を行います。入院治療が必要となった場合は、協力病院又は他の病院・診療所にて入院・治療を受けていただきます。
- (2) 機能訓練 利用者に対する機能訓練は、医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の指導の下に心身の改善又は維持に資するよう実施し、入所者には週2回以上計画的に行います。
- (3) 看護・介護 利用者の看護又は介護は、その病状や心身の状態に応じ、適切に行うとともに QOL の向上に資するように行います。
- (4) 食事 利用者の食事は、心身の状態・病状及び嗜好を考慮し、栄養面を配慮した食品及び調理方法で、予め作成された献立に従って提供します。
- (5) 衛生管理 入所者の清潔を保つため、寝具又は被服は常に清潔の保持に努め、入浴又は清拭は週2回以上行います。
- (6) 健康管理 利用者の健康管理には常に注意し、必要に応じて利用者の健康保持のため適切な措置をとります。
- (7) 支援相談等 支援相談員は、関連部署及び関連機関と連携協議し、入所者の家庭復帰に向けて種々の角度から支援します。

8 利用料金

(1) 基本料金

施設サービス費は、要介護度区分や介護保険負担割合で異なります。詳細は別紙「利用料金表」をご確認ください。

(2) 各種加算

体制加算の場合は一律で料金が発生しますので、ご了承ください。入所の要件やサービスの内容によって異なります。詳細は別紙「利用料金表」をご確認ください。

(3) 居住費

多床室 (33室) 530円 (1日あたり)

従来型個室 (4室) 1,800円 (1日あたり)

(4) 特別な療養室の提供に係る室料

個室 1,210円 (206号、305号)、1,068円 (404号、405号)

2人室 880円 (205号)

(5) 食費

1,730円 (1日あたり) おやつ120円 (1日あたり)

介護保険負担限度額認定証をお持ちの場合は、段階によって料金が異なります。認定証に記載された金額が1日あたりの料金になりますので、必ずご提示ください (年に1回、更新手続きがあります)。

(6) その他

理美容代、業者への委託洗濯は実費です。

9 支払方法

前項の費用は、事前に別紙「利用料金表」で説明をしたうえ、毎月中旬までに前月分の請求書と口座振替の場合は前々月分の領収書を発行いたします。支払方法はご指定の銀行等の口座振替を基本とし、それ以外の支払方法は別途話し合いのうえ、双方合意した方法によります。

10 入退所の手続

(1) 入所手続

入所と同時に契約を結び、サービス提供を開始します。

(2) 退所手続

①入所者のご都合で退所される場合

退所を希望する7日前までにお申し出ください。

②自動終了 以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

入所者が医療機関または介護保険施設・介護福祉施設等へ入院・入所した場合

要介護認定区分が非該当 (自立) または要支援と認定された場合

入所者が死亡された場合

11 緊急時の対応

入所者の容態に変化等があった場合は、当施設医師により必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかにご連絡します。必要に応じて近隣の協力病院等に搬送する場合があります。

12 他科受診

老人保健施設入所中に医療機関の診療を受ける場合、診療が医療保険請求できる内容につきましては、医療保険で定められている一部負担金をお支払いいただきます。

入所中に医療機関を受診されたい場合は、施設医師から医療機関の担当医に診療情報の提供が必要な場合があるため、必ず支援相談員にご相談いただきますようお願い致します。

1 3 事故発生時の対応

サービス提供中に事故等が発生した場合は、入所者及びご家族の安全と権利を守るよう努力するとともに、可能な限り事前に入所者及びご家族の納得、了解が得られるようにいたします。

サービス提供中に事故等が発生し、医療機関等での診療や治療が必要な場合は、速やかに高浜市を始めとした関係する市町村に報告します。

1 4 非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、以下について必要な措置を講じます。

- ①防災教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を実施）
- ②非常災害設備の使用方法的徹底 随時

1 5 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害時において早期の業務再開を図るため、以下について必要な措置を講じます。

- ①業務継続計画の策定と職員への周知
- ②定期的な研修及び訓練の実施（年各2回）
- ③定期的な業務継続計画の見直しと必要に応じた変更

1 6 感染症対策

施設の設備や飲用水等の衛生管理に努めるとともに、必要に応じて保健所等へ相談・指導を求め連携に努めます。また、発生が予想される感染症に対し、以下について必要な措置を講じます。

- ①感染症対策に関する指針の整備
- ②感染症または食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催
- ③定期的な職員研修

1 7 虐待防止

入所者等の人権擁護・虐待の発生を防止するため担当者を設置し、以下について必要な措置を講じます。また、サービス提供中に当施設職員または養護者（現に養護している家族、親族、同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者と発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

- ①虐待防止のための指針の整備
- ②虐待防止のための委員会の定期開催と結果について職員への周知
- ③定期的な職員研修（ハラスメント等ストレス対策を含む）

1 8 身体拘束の適正化

施設では原則として身体拘束は行いません。ただし、自傷他害のおそれがある等緊急やむを得ない場合は、「身体拘束適正化に向けた手順書」に則り、施設長である医師が身体拘束の必要があると判断したうえ、身体拘束適正化委員会の承認を受けた事例に限り、身体拘束その他入所者の行動を制限することがあります。この場合、医師をはじめとする施設職員はその様態及び時間、心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を診療録に記録します。その他、以下について必要な措置を講じます。

- ①身体拘束の適正化に関する指針の整備
- ②身体拘束適正化のための委員会の定期的な開催
- ③定期的な職員研修

1 9 サービス内容に関する相談・苦情

ご要望あるいは苦情等がありました、以下のいずれかにお申し出ください。

(1) 受付窓口 事務長 加藤元久 Tel 0566-53-7777 Fax 0566-53-7776

受付時間 月曜日から金曜日 午前8時45分から午後5時まで

※不在の場合は、支援相談員にお申し出ください。

(2) その他

高浜市役所（いきいき広場） 介護・障がいグループ TEL 0566-52-9871

碧南市役所 高齢介護課 介護係 TEL 0566-41-3311

安城市役所 介護保険課 介護審査係 TEL 0566-71-2257

刈谷市役所 長寿課 TEL 0566-71-2257

※他の市町村の場合は以下の連絡先（説明者が記載します）

【 】 【 】 【TEL - - 】

愛知県 国民健康保険団体連合会 TEL 052-971-4165

2 0 その他運営に関する重要事項

(1) 介護ハラスメント

入所者や家族が、施設の職員や他利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為【「介護現場におけるハラスメント対応マニュアル」に定義する身体的暴力（たたく等）及び精神的暴力（大声を出す、怒鳴る）並びにセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕、体に触る、卑猥な言動を繰り返す）のハラスメント行為を含む】を行い、その状態が改善されない場合は契約を解除します。

(2) 個人情報の取り扱い

入所者の個人情報につきましては、別紙「個人情報開示同意書」に則り、細心の注意を払って取り扱います。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

当事業者は、上記に基づき、**介護老人保健施設**の重要事項について説明致しました。

(事業者) 事業者名 **医療法人碧会** 老人保健施設こもればの里・高浜

説明者 _____ 印

私は、事業者から上記に基づき、重要事項について説明を受けました。

(利用者) 住所

氏名 _____ 印

(代理人または立会人) 住所

氏名 _____ 印（続柄）